

令和2年産米の交差汚染防止対策について

令和元年産米において、以下の事例のとおり、調製機械に付着していた放射性物質による汚染（交差汚染）などから、検査で比較的高い値が検出されています。

県では、令和2年産米よりモニタリングに移行しますが、県産米の安全確保のため、吸収抑制対策や収穫・乾燥・調製時の異物混入、交差汚染の防止など生産段階の安全対策徹底と放射性物質検査により、県産米の安全確保に取り組んでまいります。

農業機械による交差汚染防止対策の徹底につきましては、各農業機械販売店の皆様の御協力をお願いします。

事例1 原発事故後初めて使用する調製機械による交差汚染

中古の籾摺機と選別計量器を購入したところ、避難区域から持ち出されたもので、原発事故後使用されていないものだった。生産者がそのことを知らずに機械を使用したところ、玄米から高い放射性セシウムが検出された。

＜交差汚染防止のために＞

- 避難区域から持ち出した農業機械の販売は控えていただくようお願いします。
- 原発事故後に使用されていない中古機械を販売する場合は、機械内部の清掃も徹底していただくとともに、生産者へは、機械の使い始めに調製した玄米は廃棄（＝とも洗いを実施）するようお伝えください。

*とも洗いに用いた玄米の処分経費は、「福島県営農再開支援事業」による補助対象となります。詳しくは、最寄りの農林事務所または水田畑作課へ御相談ください。

事例2 調製機械の保管や清掃が不適切だったことによる異物混入

使用前の清掃が不十分のため、保管中に調製機械に入り込んだ虫や動物の死骸、糞などが玄米に混入し、高い放射性セシウムが検出された。

農業機械の納入、修理・点検などの際には、生産者のみなさんへ、次の点についてお声がけ願います。



写真 異物混入（ねずみの糞等）

- 調製機械を長期保管後に使用する場合は、使用前に清掃を徹底しましょう。
- 長期保管後の使用始めは、異物の混入に十分に注意して作業するとともに、万が一、異物が混入したときには、作業を中断して当該米袋を隔離しましょう。
- 作業終了後は、調製機械に虫や動物が侵入しないように保管しましょう（カバーをかける。開口部をふさぐ等）。